

こくぶんじ市民活動センター 市民活動ジャンパー貸出基準

平成18年4月21日

こくぶんじ市民活動センター

(目的)

この貸出基準は、文化コミュニティ課の「市民活動ジャンパー」の利用に関する取り扱いについて定めるものとする。

(利用できる団体)

「市民活動ジャンパー」を利用できる団体は、こくぶんじ市民活動センター利用登録団体（以下、団体という。）とする。

- 2 利用上の注意事項等を順守し、物品の取り扱いを適正に行うことが可能な団体とする。

(貸出手続き)

「市民活動ジャンパー」の借用を希望する団体は、「市民活動ジャンパー借用書」により申請し、こくぶんじ市民活動センター長の承認を得るものとする。

(利用期間および制限)

原則、1団体につき、1週間以内の貸出とし、貸出場所であるこくぶんじ市民活動センターから手渡し、返却されるまで期間を指すものとする。

- 2 複数からの貸出要望があった際は、申請書の提出順序により貸出す。
- 3 使用する権利を譲渡してはならない。
- 4 使用後のジャンパーは、洗濯をしてから返却すること。
- 5 利用時の事件事故等に関しては、市は一斉の責任を負わない。